



認定こども園・保育所・小規模保育事業所・幼稚園の違いって？

10月には幼稚園、11月には保育施設への4月入園の申込み受付が始まります。
 お子さんの年齢や保育の必要性によって、入園できる施設が異なります。
 お申込みの前に、各ご家庭の状況に合った施設を確認しておきましょう。



市ホームページ
 (市内教育・保育
 施設の紹介)

※ 4月入園申込みの詳細は、広報かまいし10月1日号と11月1日号でお知らせする予定です。

◆保育の必要性とは？…… 保護者（原則父母）が次のいずれかに該当することを指します。

- ① 1か月当たり48時間以上の就労 ② 産前産後8週間 ③ 疾病、障がい ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 求職活動（入園後2か月以内） ⑥ 1か月当たり48時間以上の就学（職業訓練校等を含む） など

	認定こども園	保育所	小規模保育事業所	幼稚園
年齢	0～5歳児	0～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
保育の必要性	幼稚園部分：不要 保育所部分：必要	必要		不要
利用時間	幼稚園部分：4時間 保育所部分：8～11時間	8～11時間		4時間
閉園日	日曜、祝日、年末年始、幼稚園部分のみ春夏冬の長期休暇あり	日曜、祝日、年末年始		日曜、祝日、年末年始、春夏冬の長期休暇
保育料	お子さんの年齢や保護者の課税状況によって異なります。 <small>※非課税世帯の0～2歳児は通常の保育料が無償 ※3歳以上児、世帯が監護する第2子以降の3歳未満児は、課税状況にかかわらず通常の保育料が無償</small>			
給食	あり			なし（牛乳のみ）
特徴	保育所と幼稚園の両方の特徴があり、3歳以上児の場合、保護者の就労状況などが変わっても継続利用できます。	保護者の就労などで長時間の保育が必要な場合、生活に合った保育を受けることができます。	家庭環境に近い雰囲気施設の施設です。保育者の数が多く、きめ細やかな保育を行っています。	保護者の就労などの要件がなく、すべての3歳以上児が利用できます。

体罰等によらない子育てを広げよう！ ～みんなで育児を支える社会に～

2020年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されました。体罰などによらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいく必要があります。

こんなことしていませんか？

- ・ 何度も言葉で注意をしても言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です

◆子育てはいろいろな人の力と共に！

子育て中の保護者が孤立しないよう、声掛けや支援を行い、いろいろな機関と連携して社会全体で支えていくことが必要です。

少しでも困ったことや気になることがあれば、まずは、こども家庭センターcoccoへご相談ください。

こども家庭センター COCCO ☎ 22-5121

- 秘密は固く守ります ○ 個室もご用意できます
- こども本人からの相談も受け付けます。

虐待かもと思ったら 児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料） 189（いちはやく）